

個人主義アナキズムの法秩序

権威も責務も、憲法に本来具わっているものではない。

人と人との契約としてでなければ、憲法には権威も責務も具わらないのである。——スプーナー (1808-87)

(Spouner: 71)

一 秩序モデルとしてのアナキズム

近代の古典的自由主義は小さな国家の正当性を主張したが、「誰が『政府という』守護者から守護してくれるのか」という問題については、「法の支配」という理念とそれに伴ういくつかの原理の他には明確な回答を残していない。近代国家が成熟した現在にあっても、政府という保護者と一般の人々との権力の不均衡から生ずる諸問題は、依然として存在する。それは、「法の支配」と

いう理念と「法は政府により計画的に創られるべきものである」というやはり近代的な発想とが、どこかで齟齬をきたしているせいではないだろうか。

本稿で紹介する個人主義アナキズムは、「法の支配」あるいは自然権を手がかりに国家主義を超越しようとする、野心的な試みの一つであるといえよう。無秩序と同一視される「アナキー」の日常的な用語法とは裏腹に、個人主義アナキズムは秩序形成に強い関心をもっている。しかし、政府という独占的な実力による裏付けのない法が果たしてありうるのだろうか。アナキストたちはこの問いに対し、以下のように答えるだろう。すなわち、実力の裏付けは必要である、だがそれが独占される必然性はない、と。

鳥 澤 円

社会主義アナキズムに触発されて、一九世紀のアメリカには個人主義的なアナキストが僅かながら存在した(冒頭に引用したスプリーナーもその一人である)。二〇世紀の後半に至り、古典的自由主義者・リバタリアンの中から現代的な個人主義アナキストが現れるが、先駆者の一人であるロスバードなどはこの一九世紀の伝統を受け継いでいるといわれる。比較的経済学的な議論に偏りがちであった初期の個人主義アナキズムは、あまたの批判を経て、やがて法秩序の問題という国家正当化の最も強固な砦に真剣に取組まざるをえなくなった。しかし、法学においてこの種のテーマに関心を寄せたのは一部の「法と経済」学者だけであったようである。古典的自由主義陣営にあっても、アナキズムは頭から否定されがちであった。

ところが、このプロジェクトを引き継いだ法学研究者の著書が最近少数ながら出版されてきている。これらの研究の特徴は、積極的・包括的に「アナキズム」を展開するのではなく、法の生成メカニズムを分析し、「市場の失敗」と「政府の失敗」とを比較して、あるべき法制度をいわば消去法的に考えていった結果、政府なき法制

度に到達しているところにある。それゆえ、これらの主張に「アナキズム」という語をあてるのが適当かどうかは多少迷うところでもある。とはいえ、政府がいっさいかかわらない法制度によって成り立つ世界において政府が必須の役割を果たしているとは考えられないので、これも個人主義アナキズムに含めることにしたい。

本稿は、このような近年の研究も含め、個人主義アナキストの考える法秩序構想を総括的に紹介しつつ、その課題を特定しようとする試みである。ここでは、個人主義アナキズムを「政府による独占的な法の創造と執行を否定し、市場メカニズムを通じた自生的な法秩序を模索する思想」と定義する。この思想は、「アナナルコ・キャピタリズム」(Friedman 1989: 19, 森村: 165)、「市場アナキズム」(Narveson 1996: 197, 井上: 34)とも呼ばれる。本稿では、ロスバード、D・フリードマン、ナーヴソン、サンダース、ベンソン、オスタフィールド、バーネットを個人主義アナキストとして扱う。

本題に入る前に、一つだけ述べておきたい。私の関心は、国家かアナキーかという二者択一にはない。多くの個人主義アナキストは現実のアメリカあるいは先進諸国

を意識的に念頭において議論しているわけだが、国家と非—国家との境界は実はさほど明確ではない。ありうる社会像のうち、ボーダーケースにおいては、両者の違いは単なる用語法の違いにすぎないであろう。私はむしろ後述するような、複数の法システムが非領域的に共存する可能性の有無に興味をもっている。

二 諸前提

個人主義アナキストの提唱する法制を見る前に、まず彼らの世界観・正義観を概観する必要がある。これらの見方の多くは、他の古典的自由主義者・リベタリアンにも共有されている。

個人主義

個人主義アナキストは、徹底的な個人主義の立場をとる。彼らによれば、私たちは個人々人についてしか選好や厚生を語ることができない。各自の目的を追求する個人々人から構成される「社会」は、共通利益なしには成り立たないといえ、存在論的に独立の行為主体とはなりえない。歴史も文化も選好を決定する一要因にすぎず、そ

れも支配的な要因であるとは限らない。従って、社会に関する命題は個人々の行動と意思に関する命題に還元可能なものでなくてはならない。そして、実力の独占的行使を主張する政府の存在は、社会存立の必要条件ではない。主権在民をうたう国家においても、国家主権に基づき行われる行為とは結局、一般の人にはない権限をもつ政府メンバーの行為の集合でしかない。

個人主義アナキストは、国家を廃することによって個人の自由を確保しようとする。ただし、この自由は古典的・形式的な自由、すなわち、本人の同意なく個人の身体・財産へ物理的な力が行使されることがない状態を意味する。この自由自体は目的ではなく、あくまで多様な個人々の多様な目的を実現するための手段である。この自由概念は、個人間の境界を必要とする。なぜなら、それぞれの幸福追求に欠かせない予測可能性と安定は、各々の領域の相互承認なくしてはもたらされないからである。このような自由の領域は、自己および財産の所有権として表現される。国家なき社会において、個人々が自己利益——自分なりの基準に照らした諸価値——だけを最大化しようとしても、というよりはまさにその

ために、人々は通常、互いの所有権を認め合うだろう。そして、個々人が等しい意思決定権力を有している分権的秩序においてこそ、個々人の選択行為を通じたチェック・アンド・バランス機能を期待できる。

このように考えるとき、個人主義アナキストは個人の積極的な「自律」を価値として実現しようとは想定していない。このような不可侵の領域それ自体は、各人生の意義を与えるわけではない。他者の生を「有意義」にするための同意を得ない介入は、決して正当化されない。なぜなら、何が有意義か否かを判断できる者は、本人において存在しないからである。たとえ明らかに誰かの意図的な操作の結果であっても、行為の自発性は本人の主観的幸福と不可分なのである。

市場

個人主義アナキストにとって、市場は政治を補完するのみならず、これを代替する配分・秩序メカニズムである。個人主義アナキストが「市場」と言うとき、それは自発的契約に基づく関係の総体を指している。

市場では、個人が自分の所有する財以上の価値を相手

の所有する財に認め、相手もまた同様に考え、かつそれが互いに明示されれば、交換が行われ、双方の当事者は交換以前よりもベターオフになるだろう。交換の対象は具体的な財・サーヴィスであるとは限らない。相手への賞賛の気持ちの表明、虚栄心の充足や利他的行為の遂行に伴う自己満足も、交換から得られる。交換それ自体に要する取引費用がさほど大きくなければ、分業が進展するだろう。なぜなら、優れた能力を複数有する人でさえ、ある能力を生かす仕事に特化し別の能力に依存するサーヴィスを交換によって入手した方が、たとえ後者のサーヴィス提供者が当該能力においてその人より劣っていたとしても、得るものが大きいからである。

交換は互いの所有権の承認や約束が守られる見込みがなければ行われえないし、逆に、所有権や「約束を守るべし」という規範が承認されていれば自ずと交換の場としての市場が形成される。人間関係の緊密な共同体における交換とは異なり、市場的交換は見知らぬ者どうしによっても行われる。しかし、だからといって、それが一回きりの関係であるとは限らない。何らかの方法で過去の行為についての情報が流通するなら、擬似―長期的互

恵関係が存在する余地は十分ある。市場において必要となる最低限の規範を遵守しない者は、相互作用のネットワークから放逐されるだろう。

市場メカニズムは、あらゆる人々の利益の均衡（達成されえない）を不断に指向するのみならず、これら利益についての情報自体を明らかにする。ハイエクが論じたように、市場価格は、個々の市場参加者の内面にとどまり社会に分散していた知識が客観的な知識として収斂し、

これらの知識は、市場がなければ表明される機会をもたなかっただろう。なぜなら、交換の機会がなければ未知の人に個人的・局所的知識を提示する誘因は生じず、さらに重要なことには、選好等の知識は本人にもはっきりそれと認識できない暗黙知であることも多く、実際の選択行為や交換を通じてしか現れないからである。

しかし、以上の理解が仮に正しかったとしても、「市場の失敗」を予防・修正するためには政府が必要ではないか。自由主義においても支配的であるこの通念について、個人主義アナキストは「政府の失敗」との比較から、前者をより許容可能と判断する。

「市場の失敗」は、大雑把に言って以下の三点に集約されよう。すなわち、独占、公共財の不足、環境汚染である。この三点について、個人主義アナキストは以下のように考える。まず、独占は、規制を通じて特権を与える権力をもつ政府がなければ今よりも起こりにくいだろう。企業を例にとれば、市場では中小企業の新規参入によって大企業による価格支配が破られることも多いし、たとえ独占を確立できても、技術革新からその産業自体がある日突然市場にそっぽを向かれるかもしれない。次に、ステイグラーが「ただ乗り」問題を「安乗り」問題と言い換えたように、供給者による利益の完全な内部化が不可能な財も、一定水準以上の利益（前述のような心理的利益も含む）が内部化できる場合には現実にかなり供給されている。最後に、公害などの問題も、私的所有権が厳格に割りふられれば負の外部性の責任主体が明確になり、解決が容易になることがあるだろう。維持すべき「環境」の内容自体が不確定で流動的である点も、忘れてはならない。

政府の失敗

国家機構は、課税する権力、最終的な判決を下す権力、実力行使する権力を独占する中央集権機構として定義される。従って国家はその本性上、前述の個人の自由を侵害するものとみなされる。公共選択の論者が詳細に論じているように、民主制も、他の政治体制よりは優れているにせよ本質上一部の人々から成る利益集団間の利権争いであることに変わりはなく、政治によって分配可能な利権が多ければ多いほど腐敗への誘因を生じる。

「政府の失敗」の最大の源は、費用負担者と受益者が乖離している点にある。政策決定者や官僚、司法官にとって第一の関心事は保身であろうし、それは多数者あるいは特定利益集団に迎合したり、所属省庁の利益を最大化したりする誘因をつくる。「国民への奉仕」に身を捧げる政策決定者にも、多様な「国民」の、(現在の政府が掌握するに至ってしまった)日常生活のあらゆる局面を見とおすことは不可能である。政策失敗の費用は納税者に転化されるだけだから、彼らに費用を最小化しようという誘因は乏しい。それは、無為の効能に気づかず「何もしない当局は無能である」という前提のもとむやみな立法へと当局を駆り立てる風潮とあいまって、悪循

環を作り出す。このような誘因の悪循環構造は政府に内在的であり、政府それ自体によっては克服されえない。

その上、政府の強制的なサーヴィスは「消費者主権」を損なっている。これらのサーヴィスについて、私たちは供給者を選んだり取替えたりすることができない。別の供給者のサーヴィスを求める人は、費用を二重に支払わねばならないだろう。殊に法的サーヴィスに関しては、政府が強制的に独占しているか、そうでなくても嚴重な規制により一部既得権益を手厚く保護しているか、どちらかである。単純な人間観に基づいた、あるいは地域差を無視した画一的な法律、時間にかかる裁判、高額な弁護士報酬、警察の汚職と職権濫用、税金で犯罪者を養う刑務所等々の、現行法制における難点の多くは、国家による独占と規制がある限りなくならないだろう。

だが、政府そのものが自生的な存在なのではないか。ノージックは、ロスバードやD・フリードマンと同じ前提から議論を開始しつつも、「見えざる手」説明により政府が自ずと現れると結論した。しかし、治安維持サーヴィスだけに規模の経済ゆえの自然独占が起こるかどうかは疑わしい。(Rothbard 1998: 234-36) また彼の

言う「最小国家」は国家というよりはアナキに近い (Naveson 1988: 219)。このように、古典的自由主義・リベタリアニズムの正義論を徹底すればするほど、政府の正当化は困難になるのである。

帰結主義と自然権論

とはいえ、個人主義アナキズムも一枚岩なわけではない。一九七〇年代〜八〇年代前半には、効率性を強調する立場 (D・フリードマン) と自然権を強調する立場 (ロスバード) が互いを批判していたほどである。しかし八〇年代の論争を経て、現在では、両者はかなり両立可能であり、むしろ互いを補強しているという考えも有力なようである。その理由としては、(1) 自然権そのものの正当化根拠に帰結主義的考慮がみられること、(2) 価値主観主義に由来する、リベタリアン帰結主義と絶対的個人権との不可分性、が挙げられよう。

三 秩序維持メカニズム

個人主義アナキストによれば、政府は法決定と法執行の権力を独占しており、それは個人の自由および効率性

の観点から正当化できない。それでは、個人主義アナキズムはどのような代替的法秩序の青写真を提示しているのか。以下、法の形成、紛争解決、法の執行と制裁、治安維持という四つの機能について概観する。なお彼らは、これはあくまで現時点で想像可能な諸制度にすぎないと強調する。なぜなら、複雑な市場過程において生じうる具体的諸制度を予測するのは不可能であり、政府による設計が拒絶される理由もまさにこの点に存するからである。

法の形成

法を承認し宣言する独占的機関も、法の執行を保障する独占的強制機関もない世界に、法は存在するのだろうか。回答は法の定義次第であろうし、個人主義アナキストはそれを明確にしていないのだが、ここでは大まかに「何らかのかたちで執行が担保されている社会規範」と捉えておこう。個人主義アナキの法を理解するには、(1) 基礎的法原理、(2) 個別具体的なルール、(3) 契約上のルール、という三段階の「法」を想定しなければならない。(1) は、バーネットの表現を使えば、いかなる人間社会

においても不可避的に生ずる諸問題を解決するために最低限必要となる諸原理である。それは、身体・財産の私的所有権、先占の権利、自衛権、契約の自由、暴力・詐欺の禁止、損害賠償への権利といった実体的正義諸原理——一言で言えば「他者の身体・財産を侵害し(civilly violence)てはならない」ということになる——と、

法の無矛盾性、一般性、予見可能性等の形式的諸原理からなる。これらの原理がなければ、最低限の秩序ある社会、すなわち互いの行動がほとんど競合しない社会はありえない。これらの原理は、アナキーにおける不文憲法である。もちろんこれらの原理の維持には大多数の人々のためまぬ意識が必要であるが、いかなる特定の個人・集団もこれらの原理を変更する正統性をもちえない。

これらの原理は曖昧なので、実際の適用においては様々な解釈が生じうる。基準となる解釈、すなわち(2)は、先例拘束の法理に基づいた判例の中で定まっていくな。複数の裁判所があれば、異なるルール体系が同時に存在することになる。とはいえ、それらはおそらく少数に収斂するだろう。なぜなら、人々によく受け入れられるルールは権威をもち、執行される可能性が高く、取引費用を

減らし、安定的であり予測可能性を高めるので、多くの裁判所で導入されるからである。高名な実務家や学者による「法リステイトメント」は、法典に似た役割を果たすことになるだろう。しかし、地域の事情の違いから生じる差異はあり続けるだろうし、背景的社会状況が変化すれば自ずと変更されていくだろう。

(1)(2)が初期設定の原理・ルールであるとすれば、(3)は当事者間の合意に基づくルールであり、(1)(2)に反する内容もありうる。当然のことながら、当事者以外の人にはあてはまらない。社会的関係を多様にするのは、このレヴェルのルールであるといえよう。なお、(2)(3)には実体ルールのみならず手続ルールも含まれる。

原理・ルールは、常に判決や契約書に明文化されているわけではない。原理・ルールが一般的であるほど、また用いている人々の関係が緊密であるほど、暗黙裡に内面化されている可能性が高い。

このように、アナキーでは、一般的な効力をもつ法は発見されるものでこそあれ、意図的に設計されるものではない。また、これらの法的原理・ルールは、人々の社会生活を秩序づけこそすれ、豊かにするものではない

——後者の役割は、多様な道徳的原理・ルールにより担われると考えられている。

紛争解決

法的原理・ルールがあっても、その解釈や責任の所在をめぐって紛争は起こる。紛争を解決するサーヴィス、すなわち裁判所も市場において利用可能であると、個人主義アナキストは考える。これらの裁判所は、当事者による仲裁付託の合意に基づき、仲裁や調停を行う。アメリカでは現にビジネスの分野で米国仲裁協会 (American Arbitration Association) がよく利用されている。し、日本でも弁護士会が類似のサーヴィスを行っている。このように、アナキ一の裁判所の管轄権は非領域的である(このことはもちろん、契約に基づくコミュニティの法を排除しない)。裁判所の一番の売りは公正さにあるので、日和見で偏った判決を出す裁判所は、まず当事者間の付託合意を得られない。

アナキ一における裁判所の魅力の一つは、その多様性にある。裁判官の中には、特定分野の専門家もいれば、ゼネラリストもいよう。裁判所には、大勢の裁判官を抱

え、比較的簡単なケースについて迅速・安価で均質的なサーヴィスを提供するものもあれば、地域密着型で陪審制をとるものも、規模こそ小さいが特定分野において名をさせているものもある。各々の裁判所は判例をストックし、手続に工夫をこらす。これらの非領域的ルール体系は、互いに競争し、影響を与えあい、かつ共存するであろう。裁判所間の競争というと奇異に響くかもしれないが、中世のヨーロッパでは、王室の裁判所、教会の裁判所、諸侯の裁判所、都市の裁判所、商慣習法の裁判所が拮抗・競争していた。アナキ一にはおそらく裁判所格付け会社が存在し、弁護士も裁判官も広告を出すことができるので、個人や企業は、有名格付け会社の評価を載せた広告や、雑誌記事、口コミなどを通じ、弁護士や裁判官が信頼できるか、料金は妥当か、比較検討することになる。

人々は新たな契約関係に入る際、必ず契約に仲裁条項を入れておく。事前の付託合意がない場合には、交渉は当事者がそれぞれ加入している法律保険会社(後述)に委ねられるだろう。上訴も可能である。この場合、第一審に用いられた裁判所以外のあらゆる裁判所が上訴裁判

所として利用できることになる。契約当事者間、あるいは後述の保険会社間では、利用する裁判所や上訴回数の上限について予め合意ができていると考えられる。個人主義アナキストによっては、事前の合意がなくても一方的に提訴できるシステムを想定しており、ロスバードは、当事者が二者であることから上訴は二回までとする「切上げ点ルール」が支配的になり、提訴合戦が続くことはない」と推測している(Rothbard 1978: 196-203)。なお、アナキでは、加害容疑者や証人に出廷を強制することはできない。とはいえ、欠席裁判が容疑者に有利にはたらくことは少ないだろうし、多くの保険加入契約は本人の出廷を義務づけていると考えられる。

民事責任に還元された刑事責任

国家なき社会では、一般に、検察官が「社会」を代理して原告となる刑事手続は存在しないと考えられる。個人主義アナキストにしてみれば、「社会」は結果状態であって、独立の権利主体ではない。加えて、最も重要な当事者である被害者があたかも証人の一人に過ぎないかのように扱われるシステムは、アナキでは是認されな

いだろう。身体・財産への個人的権利が絶対的である個人主義アナキにおいては、現在犯罪とみなされている行為も不法行為と同じ手続を経ることになる。提訴するのは被害者本人、あるいはその承諾を得ている代理人である。従って、アナキでは薬物犯罪に代表される「被害者なき犯罪」は成立しないだろう。刑事責任が民事責任同様直接の当事者間の関係としてとらえられるということは、刑罰が存在しない、あるいは損害賠償と同一視される——*restitution*すなわち一般的意味での「原状回復」として——可能性を含蓄している。(しかし、個人主義アナキストも、二つの責任は連続こそすれやはり区別されると考えているように見受けられる。両者の性質の違いは、後述するように、効果の違いに現れている。)

イングランド史をひもとけば、国家権力の伸張に伴い、司法権が人々から国家に奪取され独占されていった過程を見ることが出来る。イングランド統一とノルマン人による集権化の後、国王は「王の平和」なる概念を導入し、重大犯罪や不法行為の裁判権を得、そこから平和破壊金を徴収するようになった。ここに刑事責任が分化し、裁

判は国家の重要な収入源になったという (Benson: chs. 2, 3)。

個人主義アナキストが主張する原状回復システムは、個々の犯罪行為に関し、加害者に被害者への補償を命じることで被害者を権利侵害以前の状態に回復させることに主眼を置いている。ただし、システムの詳細と正当化論拠は論者により異なる。予防拘禁をある程度認める論者もいれば (Barnett 1998: chs. 9, 10)、抑止説をとって逮捕率も賠償額に加味する論者もいるし (Friedman 1989: ch. 43, Benson: ch. 14) 応報説をとって補償に「奪い去ったのと同程度までの権利喪失」を加算する論者 (Rothbard 1998: ch. 13) もいる。とはいえ、被害者志向的なシステムが採用されるといふ見込みに関しては一致している。原状回復は、必ずしも金銭により行われるとは限らないだろう。また、提訴も、賠償額の軽減も、被害者しだいである。

法の執行と制裁

誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識から、リスク回避的な多くの人は、紛争に備え様々な法律保険

に加入しているだろう。これは、現在の自動車保険を拡張したようなものである。基本構造は以下のとおりである。債務の不履行があった場合、債権者はとりあえず保険会社甲から救済を得る。保険会社甲は本人を代理して賠償請求等を行うわけだが、債務者も甲に加入していれば、約款に従い保険料から賠償を支払う。債務者が別の保険会社乙に加入しているなら、ちょっとしたため事の場合には甲と乙の直談判で、大きな事件の場合には裁判所に持ち込まれる (裁判費用は保険会社が負担する) だろう。いずれにしても、保険会社が法執行の役割を担うことになる。

現行の制度でいう「民事」事件の場合と「刑事」事件の場合とで法執行の仕事の内容は異なるため、各法執行機関はどちらかの機能に特化しているだろう。「刑事」事件で加害者が逃走した場合、被害者が加入している「犯罪保険」会社は、被害者に保険金を支払い、代わりに被害者から得た損害賠償請求権を根拠に加害者を逮捕し、裁判所の裁定に従い損害賠償を得てこれを収益とする。つまり、保険料が犯人逮捕の資金になるのである。

本人が死んで、遺族がなく、その損害賠償請求権が行使

されなかった場合には、それは故人が生前加入していた保険会社のものであり、やはり加害者逮捕の誘因になる。保険会社は逮捕できなければ収益を得られないが、その一方で、逮捕が誤認によることが判明すれば、身柄拘束や証拠品押収は明らかに権利侵害であるため、損害賠償義務が生じ会社の評判も失墜する。従って、犯罪保険会社には慎重な逮捕を推進する誘因がある。

有罪が確定した加害者が高額な賠償金を支払うことができず、かつ逃亡するおそれのある場合のために、原状回復センターを経営する法執行機関もあるだろう。加害者はここに入所して働き、市場価格の賃金を得、一定金額をまず生活費に、次に原状回復費用に充て、残りは好きなように使える。軟禁状態であるとはいえ、どの仕事をどれくらいこなすかは本人の裁量次第で、家族と一緒に住むこともできるだろう。被害者の報復を恐れる者も、ここで労働している限り保護を受けることができる(Barnett 1995, 1998: 290-93)。

しかし、それでも判決は実行されないかもしれない。アナキーでは、不正を償わない人、合意に基づく紛争処理に従わない人は、白眼視や軽蔑から始まって、継続的

取引の中止、村八分、追放、そして究極的にはアウトロー化——法益剝奪——の憂き目に遭うだろう。アウトロー化は法秩序からの追放であるから、財産を奪われても身体を傷つけられても、法的救済を得られないことになる。巨大でインパーソナルな社会であっても、技術の発展とあいまって、被害者への不実という評判はどこまでもその人についてまわるであろう。

治安維持

法執行機関の中には、以上のような保険会社の他に、現在の行政警察機能、すなわち治安維持サーヴィスに特化しているものもあろう。これは、現在の警備保障会社の拡張版である。このような警備会社は、直接依頼者から私的領域へのアクセス権限を得ており、犯人検挙率ではなく犯罪防止活動だけから収益を得ているので、予防的治安供給に適している。顧客や一般の人に対し高圧的な態度で臨む警備会社は、解約されるか、提訴され評判を落とすか、どちらかであろう。

従来、治安は経済学的公共財の典型であると考えられてきた。しかし、公共の場も含めすべての土地が私有さ

れているアナキーにおいては、治安はかなり内部化される。ショッピング・モールでは、テナントは治安サービス購入費用を払わねばならないが、それはそこで売買される財の価格に上乘せされることになるだろう（アスキュー 1986: 73）。出入りの統制がある住宅地では、入居の際の契約で、領域内道路の通行権を得る代わりに道路管理費と治安維持費の支払いを義務づけられる（この契約には仲裁条項も含まれている）。一般道路や公園等の利用には料金の支払いを求められることもあるが、その仕組みは、道路や公園を所有する企業やNPO、コミュニティの工夫するところとなる。いずれの領域においても、土地所有者は警備会社を選ぶことができ、不審な人物の出入りを差止めることができる。また、治安維持活動は企業以外にも行われうる。小規模な領域的コミュニティにおいては、有志や持ち回りによる自警団が組織されるだろう。

以上のような市場メカニズムによる法的資源の配分は、裕福な人に有利であり、不公平だろう。しかし、市場価格がないため用いられる財源（課税による）の額が適

正かどうかはわからず、また独占のため、内容を比較した上で他のシステムに乗りかえることができない現行の法制度で、低所得層が利益を得ていると言える証拠はない。必要なのは、低所得層でも利用できるサービスの質が正義を保障するに足るものであるよう、保証する制度なのである（Barnett 1998: 266）。それに、料金の設定はサービス提供者の道徳的裁量次第でもある。

四 結語——大きな課題

このように、アナキーは無秩序であるとは限らないし、このことを示すために人間について性善説をとる必要もない。そして、「法の支配」は必ずしも領域的国家を必要としない。むしろ、水平的な分権的法秩序こそが「法の支配」を真に体现するものなのである、と個人主義アナキストは説く。

さて、ここで一つの不吉なシナリオを想像してみよう。個人主義的アナキーにおいては、戸別よりもある程度領域的な治安維持の方が効率的だという認識から、契約によって単一の法執行機関を共同で維持する領域的コミュニティが島嶼状に存在することもあると考えられる。そ

のようなコミュニティの一つ「伊」では、温暖な気候と豊富な資源、そして相互扶助的で勤勉な人々ゆえに、農業、産業、商業のいずれも飛躍的な発展を遂げていた。

この平和と豊かさを享受し続けるために、人々は法執行機関への資金拠出を惜しまず、他方、その活動のチェックも怠らなかつた。

幸福に酔い痴れる人々がふと近隣の小さな領域的コミュニティ「呂」——やはり個々人の自発的契約によって生まれたもので、コミュニティ規模のわりに重装備を誇る法執行機関を売りにしていた——を見やると、そこでは人々が法執行機関の横暴と高い料金に苦しんでおり、正義の諸原理は踏みにじられていた。見かねた伊のある住人が、呂の住人に尋ねた。「なぜ、あなたはこのコミュニティにとどまっているのですか。」呂の住人は答えた。「私たちは、コミュニティ設立のときに、むこう百年間は退去せず料金を払い続ける旨契約してしまつたのです。」では、他の法執行機関と契約して、今の法執行機関は損害賠償を支払って解約すればいいじゃないですか。「でも、賠償には土地と全財産を充てなければならぬ」という条項があるので。「だったら、私のコミュニ

ティにいらっしゃい。衣食住ぐらひは提供しますよ。」
 こういうわけで、この住人は無一文で伊に移住した。

これを見た呂の他の人々は、次々と伊に移住していった。こうなると、さすがに親切かつ裕福な伊の住人たちも、自分の生活水準を下げても呂移民の生活を保障することに疑念を覚え始めた。雰囲気を知り、ある勇氣ある移民は、呂の法執行機関を相手取って訴訟を起こした。この裁判所は、呂の法執行機関との契約が正義諸原理に反するとして、これを無効とし、過去に実際に費やした法執行費用分を差し引いた全財産・土地を元住人に返還すべしという判決を出した。ところが、呂が上訴した裁判所(もちろん伊との合意により付託された)はこれを破棄し、「自発的」契約の効力を認める判決を出した。

伊の人々は司法の硬直性を嘆き、民主的なことで有名な顧客代表会議では「呂の法執行機関を攻撃して人々を解放すべきだ」という意見が満場一致で可決された。伊の法執行機関は費用と事後の訴訟を考えて一時はこれを渋つたものの、顧客の離反を恐れ、また金銭的費用については彼らが自ら負うと言うのだからということで、こ

れを引受けた。彼らは一応、土地と財産を人々に返還しなければ攻撃する旨通告したが、既に勝訴している呂の法執行機関は、予想されたことながらこれに従わなかった。その夜から一週間にわたり、呂の法執行機関に対し空爆が行われた。呂の法執行機関は応戦したものの、圧倒的な伊の法執行機関の軍事力の前に壊滅した。一般市民も何十人か亡くなった。この行為の正当性をめぐり、世論は二分されている。残された呂の住人の間にも、伊派と反伊派の対立が生じ始めている。…

つまり、アナキーでは、結局現在の国際社会におけるのと類似の(各々の行動がはるかに正当であるとはいえず)問題が生じる可能性がある。以上の寓話から推して、個人主義アナキストは少なくとも、(1)アナキーにおける集団(コミュニティ・法人)の地位と領域の問題、(2)正義諸原理をどう維持するか、そしてそもそも厳格に維持すべきなのかという問題、(3)現在のそれよりも悪しき「国家」——有力集団か、はたまたこれを牽制するための機関か——の生成をどう阻止するかという問題、について回答できなければならぬ。

これらは、困難な問題である。また、現実問題として、

現行制度から個人主義アナキーへの移行は限りなく不可能に近い。しかし、だからといって現在の主権国家制度が無条件に是認されるわけでもない。完全な法秩序がありうるなら、とうの昔に実現していただろう。多様な価値観の並存を可能にするためにも、個人主義アナキズムの提案する「複数法システムの非領域的共存」という秩序モデルは、さらなる研究に値する。

文献 (紙幅の都合上、直接アナキズムの法制度に言及してはいるものにとどめた。)

Barnett, Randy E., "Restitution: A New Paradigm of Criminal Justice", in Gorr, M. J. and Harwood, S. (eds.), *Crime and Punishment: Philosophic Explorations*, Jones and Bartlett, 1995 (1977)

— *The Structure of Liberty: Justice and the Rule of Law*, Oxford U. P., 1998

Benson, Bruce L., *The Enterprise of Law: Justice without the State*, Pacific Research Institute for Public Policy, 1990

Friedman, David, *The Machinery of Freedom: Guide to a Radical Capitalism*, Open Court, 2nd edn. 1989 (1973)

— "Efficient Institutions for the Private Enforcement of

- Law", in *The Journal of Legal Studies* vol. 13, 1984
- "Anarchy and Efficient Law", in Sanders, John T., and Narveson, Jan (eds.) *For and Against the State*, Rowman and Littlefield, 1996
- Landes, William M. and Posner, Richard A., "Adjudication as a Private Good", in *The Journal of Legal Studies* vol. 8, 1979
- Narveson, Jan, *The Libertarian Idea*, Temple University Press, 1988
- "The Anarchist's Case", in Sanders and Narveson (eds.), *For and Against the State*
- Osterfeld, David, "Anarchism and the Public Goods Issue: Law, Courts, and the Police", in *The Journal of Libertarian Studies* vol. 9, No. 1, 1989
- Rothbard, Murray N., *For a New Liberty*, Fox and Wilkes, rev. edn. 1978 (1973)
- "Society without a State", in Pennock, J. R. and Chapman, J. W. (eds.), *Anarchism (Nomos vol. 19)*, New York U. P., 1978
- "Law, Property Right, and Air Pollution", in W. Block (ed.), *Economics and the Environment*, The Fraser Institute, 1990 (1982)
- *The Ethics of Liberty*, New York U. P., 1998 (1982)
- Sanders, John T., "The State of Statelessness", in Sanders and Narveson (eds.), *For and Against the State*
- Spooner, Lysander, "No Treason No. 6: The Constitution of No Authority", in *The Lysander Spooner Reader*, Fox and Wilkes, 1992 (1870)
- アスキュー、デイヴィッド「リベタリアニズム研究序説：小国家論と無政府資本主義の論争をめぐる」『法学論叢』一三五巻（一九九四年）・一三七巻（一九九五年）
- 『治安維持の市場化』の可能性』『情況』八・九月号（一九九六年）
- 井上達夫「自由への戦略：アナキと国家」『現代哲学の冒険』制度と自由』岩波書店（一九九一年）
- 森村進「アナルコ・キャピタリズムの挑戦」『新・哲学講義』自由・権力・ユートピア』岩波書店（一九九八年）
- 一九九九年十二月十四日 受稿
二〇〇〇年二月十四日 受理
（一橋大学大学院博士課程）